

桑田管理者の回答書

1.平成21年2月27日付「ポンプ交換及び協議再開についての要求書」

ポンプ変換について

開浄水場のポンプ交換要求については、開浄水場の休止を前提として平成19年度、20年度及び21年度予算が議会決定されているところであり、ポンプ交換はできません。このことは、今までの議会審議及び平成21年3月2日、11日の議会の審議において、水道部の方針として回答しているところです。

ポンプの老朽化は、まさに休止理由の一つであり、一刻も早く府営水への切替えを行うことが、水道部の方針となっております。

なお、この間の日常点検は、従来どおり行っていますが、ポンプの故障により、開浄水場の給水ができなくなった場合には、直ちに地元に連絡し府営水に切替えることとします。

2.平成21年3月19日付公開質問状

質問1

(1)現在供給している水道水は、水質基準に適合しております。

開浄水場原水のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの値が現在の状況ならば、エアレーション設備が故障なく稼働できる間、水質基準に適合した水道水の供給は可能ですが、施設の老朽化に伴う故障が発生した場合、基準に適合した水道水の供給ができなくなるため、他からの供給に切替える必要があります。この事については裁判でも主張しているとおりです。

(2)原水に「人の健康の保護に関する環境基準」を超えた物質が含まれていることは、水道部の休止の理由であり、その判断根拠については、裁判において主張していることで、水道部の考えに変わりはありません。

(3)槇島浄水場の休止理由は、平成19年3月5日の第1回地元説明会にお渡しした資料（甲4号証）で説明したとおりです。

(4)事業に関する方針は個々の事業体が実情に合わせ独自に決定するもので、他の事業体にどのような方針があるかは、把握していません。

(5)「宇治市第4次総合計画」には、水資源の確保について「将来の水需要に対応するため、京都府営水道からの受水を図るとともに、自己水源の確保に努めます。」とあり、水源の確保は自己水の確保に限定せず、府営水の確保も謳っております。自己水の確保に関することは地域的なことを十分考慮しながら、検討してまいりますので、宇治市の総合計画の変更になりません。

質問2

(1)(2)平成18年度の予算では神明浄水場の運転に関する予算は計上されており、19年3月の神明浄水場のポンプ故障の際には、安定した水道水の供給を続けるため神明浄水場の運転を継続する必要性があり「緊急用件」として適正な手続きの下、ポンプ交換を行ったものです。

現在、開浄水場は休止決定の議会議決の下、運転に関する予算は計上されておられません。予算の裏づけのない施設に関する新たな投資を行うことはできず、開浄水場のポンプの交換は通常のメンテナンスの範囲を超えた業務となります。

(3)安定した水道水の供給のため、年数経過に伴い取替えが見込まれるポンプを事前に購入し、故障に備えることは通常行っていることであり、緊急時に規格が同じなら購入名目と違う場所に設置することもあることです。神明浄水場のポンプ交換は、正当な手続きのもと行い、現在に至っているものであります。

 [21宇水総8号 p1.pdf](#)  [21宇水総8号 p2.pdf](#)